



長野県報

6月24日(木)
平成22年
(2010年)
第2176号

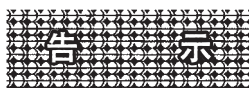
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	4
参議院長野県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式(選挙管理委員会)	5
参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式(選挙管理委員会)	5
参議院長野県選出議員選挙における選挙長及び職務代理者の選任(選挙管理委員会)	6
参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び職務代理者の選任(選挙管理委員会)	6
参議院長野県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(選挙管理委員会)	6
参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(選挙管理委員会)	7
参議院長野県選出議員選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日(選挙管理委員会)	7
参議院長野県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	7
参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	7
参議院長野県選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	7
参議院長野県選出議員選挙において経歴放送のみを行う候補者の放送(選挙管理委員会)	7
参議院比例代表選出議員選挙の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	7
参議院長野県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時(選挙管理委員会)	7
参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時(選挙管理委員会)	8
参議院長野県選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	8
参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	8

公告

一般競争入札(消防課)	8
一般競争入札(交通政策課)	9
特定調達契約に係る一般競争入札(3件)(管財課)	10
一般競争入札(水大気環境課)	15
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	16
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	16
市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出(都市計画課)	17
都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	17
一般競争入札(2件)(道路管理課)	17
一般競争入札(河川課)	18
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)	19
平成22年8月8日執行予定の長野県知事選挙の立候補手続等に関する説明会の開催(選挙管理委員会)	20
一般競争入札(2件)(高校教育課)	20



長野県告示第376号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市赤穂12989の244から12989の268まで、13596の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第377号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村片桐3458の27から3458の36まで、3585の1、3585の12から3585の14まで、3751の1、3751の9、3756の3から3756の5まで、3756の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第378号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町福島661から663まで、667のイ、667の1、667の2、668
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第379号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木祖村大字小木曾4167の1、4168、4169、4170の4、4170の22
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第380号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月24日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字豊栄字山田2373、2376、2399の1、2399の2、2399のホ、2399のへ、2399のチ、2399のり、字北アガット3487の1、3487の3、3513の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田2376、2399の1、2399の2、2399のチ、2399のり、字北アガット3487の1（次の図に示す部分に限る。）、3487の3、3513の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第381号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年6月24日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

坪山、坪山(3)、坪山(4)、下内、下内(3)、中組、中組(5)、砂田、土合1、土合2、積沢、九龍、平出、渡土(1)、渡土(2)、渡土、上組、中部(1)、第一(1)、第一1、中部、宮浦(1)、宮浦(2)、第一2、蔵ヶ川、西部、山入、西組、追通、東組1、東組、五十土(1)、五十土(2)、清水、西之矢、志垣平、向、番場、倉平4、倉平3、倉平1、倉平2、中尾口、田頭(1)、田頭2、田頭1、田頭(7)、田頭(8)、田頭(9)、宮の前、宮の前(4)、五十土(3)、笹原、笹原(4)、五十土(4)、五十土1、五十土2、五十土3、志垣平(3)、東ノ原、

清水(2)、清水1、清水(5)、清水(6)、清水(7)、福平、荒倉、幕ノ入、母袋2、母袋1、母袋(15)、奈良尾1、奈良尾2、宇和原、宇和原(4)、宇和原(5)、下楠川、下楠川(3)、宝光社、中社、川下、川下東、川下南、川下西、一条1、日照田、日照田北、日照田西、広瀬、平沢南、折橋、東原、猿丸、和沢口、上楡木、上楡木(4)、中之地、中之地北、二条、大中、入の地、諸沢東、大橋、大橋東、上楠川(1)、上楠川西(1)、上楠川西(2)、堀切、堀切北及び堀切北(3)

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備えて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第382号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年6月24日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

坪山、坪山(4)、下内、下内(3)、中組、砂田、土合1、土合2、積沢、九龍、平出、渡土(2)、渡土、上組、中部(1)、第一(1)、第一1、中部、宮浦(1)、宮浦(2)、第一2、蔵ヶ川、西部、山入、西組、東組1、五十土(1)、五十土(2)、西之矢、志垣平、向、番場、倉平4、倉平3、倉平1、倉平2、追通、中尾口、田頭(1)、田頭2、田頭1、田頭(7)、田頭(8)、田頭(9)、宮の前、宮の前(4)、笹原、笹原(4)、五十土(4)、五十土1、五十土2、五十土3、志垣平(3)、東ノ原、清水(2)、清水1、清水(5)、清水(6)、清水(7)、福平、幕ノ入、母袋1、母袋(15)、奈良尾1、奈良尾2、宇和原、下楠川、下楠川(3)、宝光社、川下、川下東、一条1、日照田、日照田北、広瀬、平沢南、折橋、猿丸、和沢口、上楡木、上楡木(4)、中之地、中之地北、大中、入の地、大橋、大橋東、上楠川(1)、上楠川西(2)、堀切、堀切北及び堀切北(3)

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備えて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年6月24日

長野県大町建設事務所長 小林 康成

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 奉納中土停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土1158番の3地先から 北安曇郡小谷村大字中土1178番の4地先まで	旧	4.1~8.2 m	0.0680 km
同 上	新	5.3~8.7	0.0680

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 奉納中土停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土3619番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土3635番の1地先まで	旧	9.2~10.2 m	0.0203 km
同 上	新	9.7~12.5	0.0203

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所中野事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年6月24日

長野県北信建設事務所長 倉島 明一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮村湯田中停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字間山字道灌山1804番の2地先から 中野市大字間山字建応1812番の4地先まで	旧	1.5~2.0 m	0.1545 km
同 上	新	2.0~24.6	0.1840

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年6月24日

長野県松本建設事務所長 小平 重登

- 1 路線名 兎川寺鎌田線
- 2 供用を開始する期間
松本市筑摩1丁目3226番の4地先から
松本市庄内2丁目3615番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年6月24日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所中野事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年6月24日

長野県北信建設事務所長 倉島 明一

- 1 路線名 角間中野線
- 2 供用を開始する期間
中野市大字間山字道灌山1804番の2地先から
中野市大字間山字建応1812番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年6月24日

道路管理課

選告示第25号

平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

(裏)

(表)

こ う ほ し ゃ し め い
候 補 者 氏 名

参議院長野県選出議員選挙

○ 注 意


一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

8.0cm

第二十二回

参議院長野県選出議員選挙投票



12.8cm

- (備考)
- 1 用紙はクリーム色に黒刷りとする。
 - 2 印は刷り込みによるものとする。
 - 3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第26号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

(裏)


候補者 は政党 の政治 名称若 略称	氏名又 はその 他の団 体の若 しくは	参議院比例代表選出議員選挙 ○ 注 意 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。
--------------------------------	---------------------------------	---

(表)

8.0cm

12.8cm

第二十二回
参議院比例代表選出議員選挙投票



- (備考)
- 1 用紙は白色に赤刷りとする。
 - 2 印は刷り込みによるものとする。
 - 3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第27号

平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

職名	住所	氏名
選挙長	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢469番地4	松葉邦男
選挙長の職務を代理すべき者	上田市長瀬2387番地	青柳郁生

選挙管理委員会

選告示第28号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

職名	住所	氏名
選挙分会長	松本市蟻ヶ崎5丁目2番18号	深沢賢一郎
選挙分会長の職務を代理すべき者	長野市大字北長池2099番地2	池田秀幸

選挙管理委員会

選告示第29号

平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙長の氏名 松葉邦男

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室。ただし、6月24日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁講堂

選挙管理委員会

選告示第30号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙分会長の氏名 深沢賢一郎

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

選挙管理委員会

選告示第31号

平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

平成22年6月24日

選挙管理委員会

選告示第32号

平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成22年6月25日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第33号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成22年6月26日 午前9時

選挙管理委員会

選告示第34号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成22年6月24日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第35号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定により、平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙管理委員会

選告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成22年6月24日 午後6時30分

選挙管理委員会

選告示第37号

平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県議会議棟402号会議室

2 日時 平成22年7月14日 午後1時30分

選挙管理委員会

選告示第38号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県議会棟402号会議室
- 2 日 時 平成22年7月14日 午後3時

選挙管理委員会

参議院長野県選出議員選挙選挙長告示第1号

平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

参議院長野県選出議員選挙選挙長 松 葉 邦 男

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年7月8日 午後5時30分

選挙管理委員会

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成22年6月24日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長
深 沢 賢一郎

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年7月8日 午後6時

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月24日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成22年度長野県防災行政無線・防災情報システム等保守点検業務
- (2) 業務箇所名
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁ほか
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から平成23年2月15日まで
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電波法に定める登録点検事業者であること。
- (5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (7) 第一級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を有する技術者を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026(235)7183

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所